

ホームページにて

ご契約者さま専用インターネットサービスにて、「ご契約内容の照会」等を行うことができます。

- ご契約内容の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行 等

本サービスは、ご契約後に下記ホームページで、利用申込みが必要となります。

ホームページはこちら▼



ご契約者さま専用インターネットサービス

インターネットサービスご利用までの流れ

1 利用申込み

三井住友海上プライマリー生命のホームページより必要な項目を入力してください。

2 仮パスワードの発行

初回ログイン用の「仮パスワード」を、利用申込み時に入力されたメールアドレスにお送りします。

3 インターネットサービスにログイン

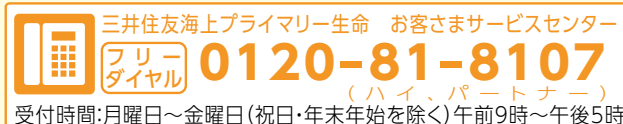
「仮パスワード」を入力してログイン後、任意のパスワードに変更して、インターネットサービスをご利用ください。

お電話にて

ご契約者さま専用のダイヤルにて、「ご契約内容の照会」等を行うことができます。

- ご契約内容の照会
- 各種手続きのご案内：各請求書類のお取り寄せ
- 円建終身保障への移行、目標値の変更等

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、契約者ご本人様よりお問合わせください。なお、お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。



三井住友海上プライマリー生命から、年1回、ご契約者さまのご契約内容等をご報告する「ご契約状況のお知らせ」を郵送します。

ご家族登録サービス



ご契約者等によるご契約内容等の照会が困難になった場合にそなえ、ご家族の方をご登録いただくことで、そのご家族様からもご契約内容の照会が可能となるサービスです。ご登録は無料です。ご家族は、戸籍上の配偶者・3親等以内の親族の中から1名のみご登録いただけます。(国内居住の方、成人に限ります。)

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただきます場合がございます。

生命保険募集人について

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合は、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものですので、大切に保管してください。

この保険の正式名称は、通貨選択利率更改型逡増終身保険です。

募集代理店

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問合わせ フリーダイヤル 0120-125-104

https://www.ms-primary.com

未来に、いっそうの輝きを。それが、私たちの願いです。



©2020 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

M2004072 2020.04 NRFG MSPL-2004-A-0006-00

おおきな、まごころ

通貨選択利率更改型逡増終身保険



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

この書面は、「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット P1

契約概要／注意喚起情報 P11

商品のポイント説明はこちら



ご注意

「おおきな、まごころ」は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じるおそれがあります。

おきな。まごころ は、お客さまの “まごころ” をカタチにできる保険です。



家族にふやして のこしたい

こんなご要望にも
お応えできます！

自分のために つかいたい

■ 円に比べ**高利率**の**外貨**で運用します。

■ ご契約の**1年後**から、死亡保険金が契約
通貨建てで**大きく**なります。

為替の変動が不安な方は…

特約 ご契約から**3年間**、死亡保険金として**一時払
保険料の円換算額を最低保証**する特約を
お選びいただけます。

詳しくは **P3~P4**

■ 円建ての終身保障へ移行し、**円でのこす**
ことができます。

詳しくは **P5~P6**

終身の死亡保障にかえて

特約 公的介護保険制度の**要介護2**以上と認定されてい
る場合、**介護年金**でのお受取りをお選びいただけます。

詳しくは **P7**

特約 **年金**でのお受取りをお選びいただけます。

詳しくは **P8**

生命保険でできる、円 満 な 相 続 のための3つの対策

相続税
対策

死亡保険金の非課税枠^{*1}を
活用できます。

非課税限度額 =

500万円 × 法定相続人の数^{*2}

^{*1} 法定相続人(相続を放棄した方や相続権を失った方は含まれません。
以外の方が受取った死亡保険金には非課税枠の適用はありません。)

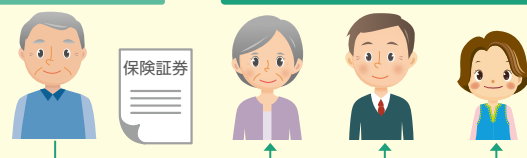
^{*2} 法定相続人の数には、相続を放棄した人を含み、養子がいる場合には算
入する養子の数に制限があります。

遺産分割
対策

お金に名前をつけて
のこせます。

死亡保険金受取人をあらかじめ指定できます。
そのため、財産を「渡したい人」にのこすことができます。

【例】 契約者・被保険者 死亡保険金受取人



死亡保険金受取人は被保険者の3親等以内の親族または6親等以
内の血族をご指定いただけます。

納税資金
対策

すぐにつかえる現金を確保できます。

死亡保険金は「受取人固有の財産」として遺産分割協議の対象外^{*3}となります。
そのため死亡保険金受取人が所定の請求手続きをすることにより、すみやかに現金で支払われます。
(書類等に不備がない場合、約1週間程度^{*4}で支払われます。)



^{*3} 最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。
^{*4} 保険金支払の事実確認を行うことで、お支払いまでに日数がかかる場合があります。

おおきな。まごころ のしくみと 特徴



ご契約の**1年後**から、
死亡保険金が**大きく**なります*1



契約日から**3年間**、**毎年**死亡保険金が契約通貨建てで**大きく**なります。*1



更改日に積立利率が更改される際、その利率が最低保証積立利率(0.5%)を上回る場合、**さらに**保険金額が**大きく**なります。

*1 死亡保険金は保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい額をお受取りいただけます。なお、保険金額は契約日から3年間、毎年契約通貨建てで大きくなりますが、解約払戻金額は市場金利の変動等により必ずしも増加するものではありません。



ご契約から**3年間**、死亡保険金として
一時払保険料の円換算額を最低保証します

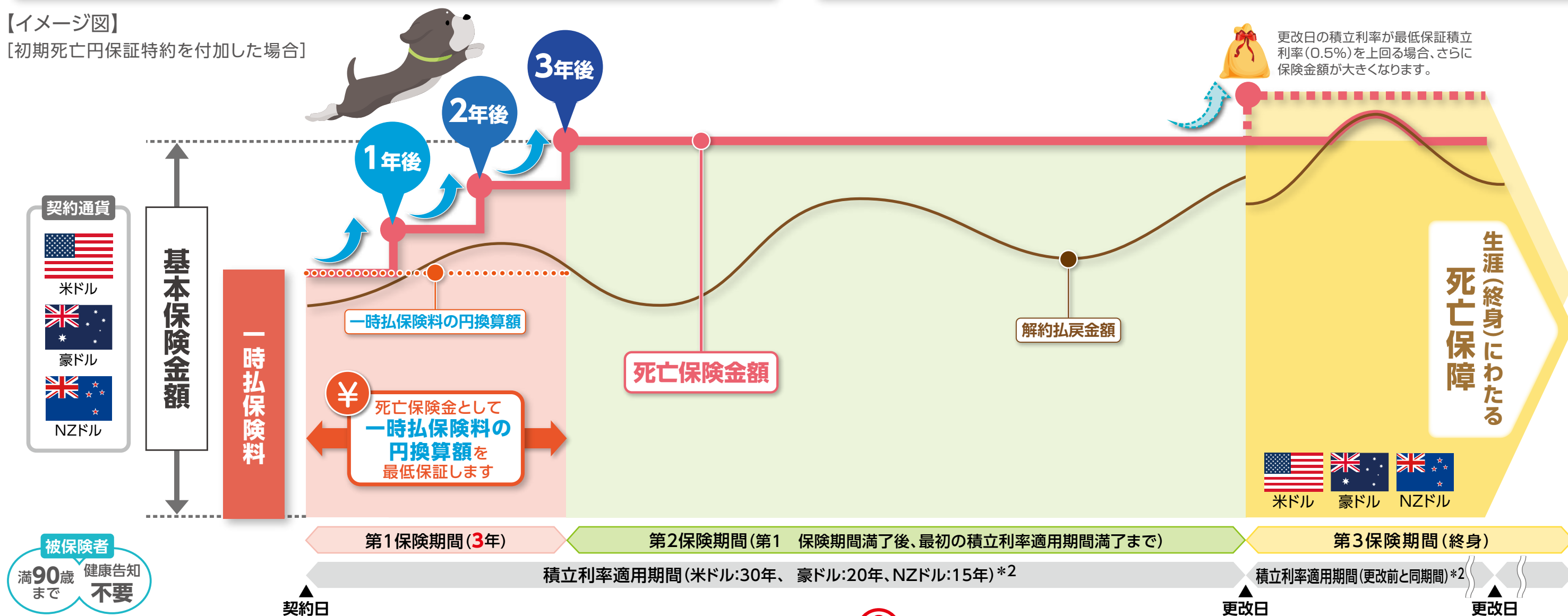


- 契約時に初期死亡円保証特約を付加することで、契約日から**3年間**、死亡保険金として**一時払保険料の円換算額を最低保証**します。
- 為替レートが変動しても、安心してご家族にのこすことができます。

※この特約を付加した場合、所定の費用を積立金から控除するため、基本保険金額は付加しない場合とくらべて小さい金額となります。なお、この特約を中途付加・中途解約することはできません。

【イメージ図】

[初期死亡円保証特約を付加した場合]



*2 契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、契約通貨にかかわらず10年となります。

※上図はイメージ図であり、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

※当冊子では「ニュージーランドドル」を「NZドル」と表記します。



ご注意ください

◆この保険には、お客さまにご負担いただく費用があります。また、**為替相場の変動や市場金利の変動等により損失が生じるおそれがあります。**

詳しくは P19~P21

目標値の設定と円建終身保障 への移行について

この保険は
解約時に一時払保険料を
下回る可能性があります。



目標値の設定

目標値を設定^{*1}いただけます。

105% ~ 200%
(1%単位で自由に設定できます)

設定なし

^{*1} 円建終身保障への移行前であれば、ご契約者が目標値を変更・設定・解除することができます。

円建終身保障への移行

契約日からその日を含めて1年経過以後

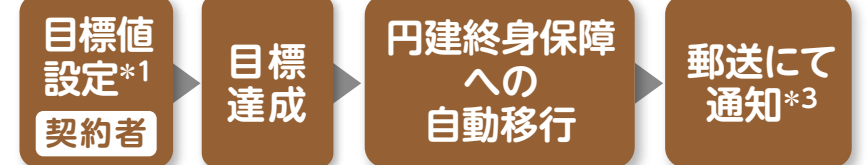
- 解約払戻金の円換算額が目標額以上になった場合、自動的に円建終身保障へ移行します。

$$\text{目標額} = \text{円換算一時払保 険料}^{*2} \times \text{目標値}(\%)$$

^{*2} 円換算一時払保険料は、三井住友海上プライマリー生命所定加し円で入金した場合は、払込みいただいた額となります。外貨で入金した場合は、払込通貨で入金した保険料を円入金特約の為替レートで算出します。円入金特約を付加し契約通貨と異なる外約レートで円換算した額となります。

- ご契約者のお申し出により、解約払戻金の円換算額を原資に、円建終身保障へ移行することができます。

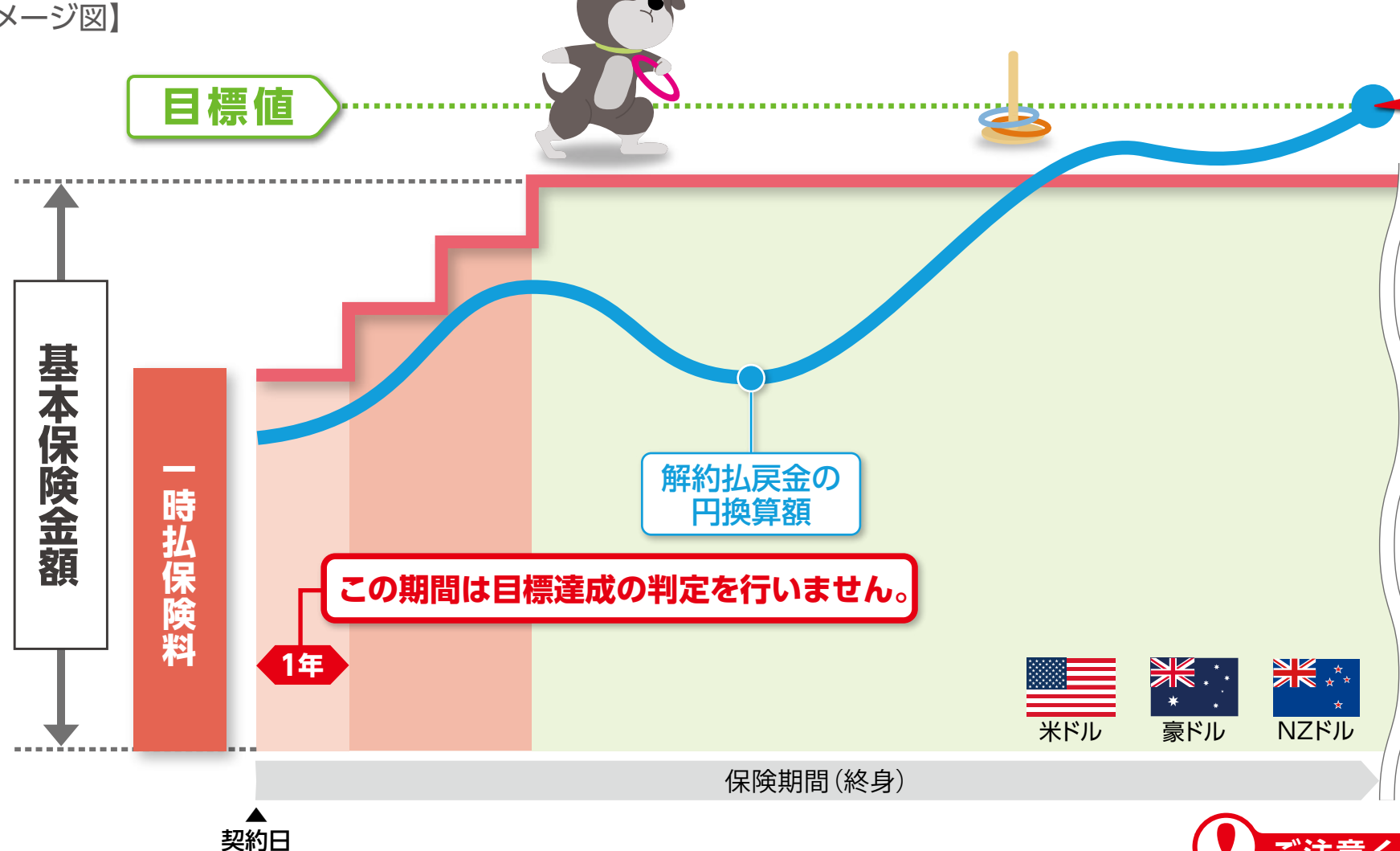
お手続きの流れ



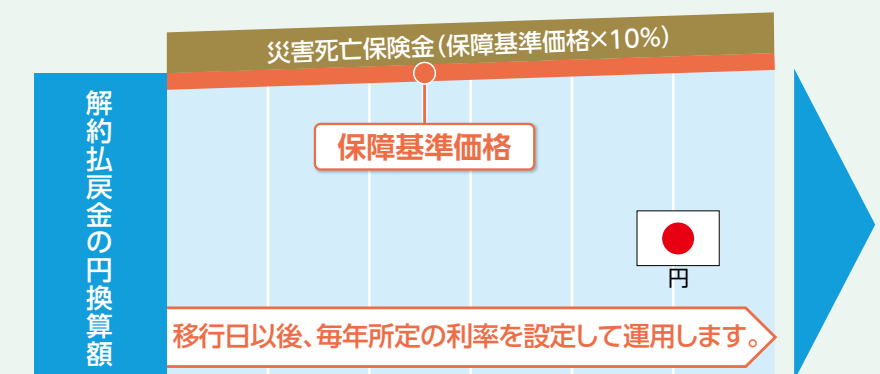
目標達成状況を
毎営業日判定

^{*3} 目標達成した日(移行日)の翌日から1週間以内(原則2営業日後)にお知らせを発送します。

【イメージ図】



<円建終身保障への移行後のイメージ図>



移行日
(目標達成した日)

※上図は毎年同じ利率で運用したと仮定したものです。

- 円建ての終身保険として、そのまま保有いただけます。
 - 契約日から1年経過以後であれば、特約を付加し年金へ移行することも可能です。
 - 解約して、保障基準価格を解約払戻金としてお受取りいただくことも可能です。
- ※移行後は市場価格調整や解約控除はかかりません。

ご注意ください

- ◆ 円建終身保障への移行後に、再度、外貨建終身保険に移行することはできません。
- ◆ 円建終身保障へ移行する場合、移行日以後の死亡保険金額が移行日以前の死亡保険金の円換算額を下回ることがあります。

※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。

介護にそなえることもできます

死亡保障等について

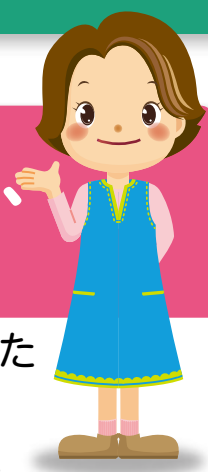
契約通貨が外貨のため、為替リスクがあります。





要介護2以上と認定されている場合、介護年金に移行できます

- **介護年金移行特約**を付加することで、解約払戻金額を原資とした介護年金に移行することができます。
- 年金支払開始日以後、**毎年定額の年金**を**一生**お支払いします。



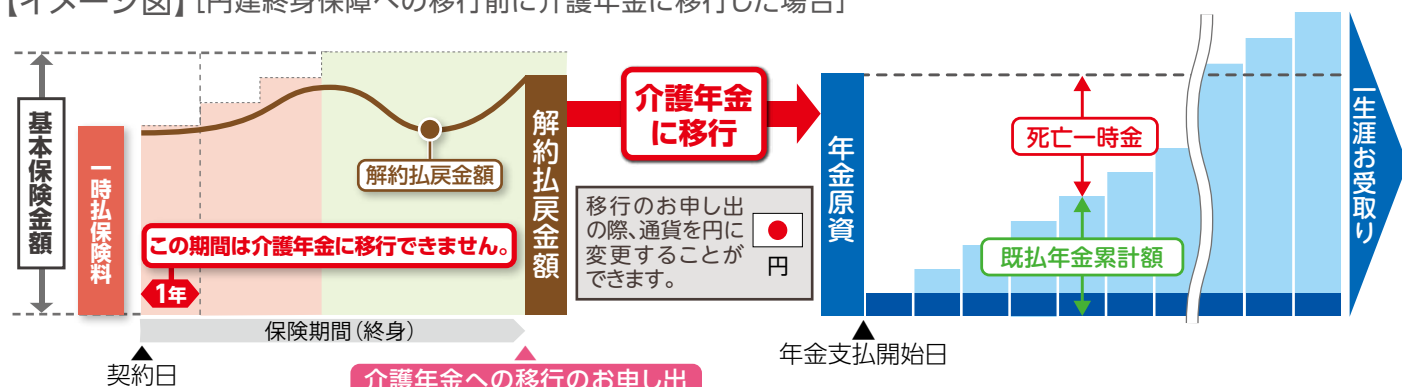
移行の条件

- 被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されていること。
- 契約日から1年経過以後であること。
- 年金支払開始日の被保険者の年齢が95歳以下であること。

- 不備のない請求書類を三井住友海上プライマリー生命が受付けた日の翌日が、第1回の年金支払日(年金支払開始日)となります。
- 介護年金へ移行後、既払年金累計額が年金原資の額に到達する前であれば、将来の年金を**一括**でお受取りいただくことができます。
- 被保険者が死亡された場合、年金原資の額から既払年金累計額を差し引いた額を、**死亡一時金**としてお支払いします。



【イメージ図】[円建終身保障への移行前に介護年金に移行した場合]



※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。

公的介護保険制度の要介護2とは？

身体状態のめやす 食事や排泄に何らかの介助が必要。立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要。

出典：(公財)生命保険文化センター「定年Go! (2019年2月改訂)」

※巻末の参考資料もご覧ください。

※「要介護2以上」とは、2019年11月現在の公的介護保険制度に基づくもので、将来公的介護保険制度が改正され、その改正がこの特約の支払事由に影響をおよぼす場合、支払事由を変更することがあります。

！ ご注意ください

- ◆ 円建終身保障への移行前に介護年金に移行した場合、年金原資となる解約払戻金は、市場金利の変動の影響や解約控除等により、一時払保険料を下回る可能性があります。
- ◆ 年金額が所定の金額に満たない場合、介護年金への移行はできません。
- ◆ 介護年金への移行後に、再度、外貨建終身保険または円建終身保障に移行することはできません。
- ◆ 年金の一括支払を選択した場合、契約は消滅し、以後の年金等のお支払いはありません。

死亡保障

死亡保険金

- 保険期間中に被保険者が死亡された場合、被保険者が死亡された日の下記保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい額を、死亡保険金として死亡保険金受取人にお受取りいただきます。保険金額は以下の通り、保険期間により異なります。

【保険金額】

第1保険期間	契約日から1年間：一時払保険料
	契約日から1年後の契約応当日より1年間： 一時払保険料 + (基本保険金額 - 一時払保険料) × 0.33
	契約日から2年後の契約応当日より1年間： 一時払保険料 + (基本保険金額 - 一時払保険料) × 0.67
第2保険期間	基本保険金額
第3保険期間	積立利率の更改の都度、再計算した額 ※更改日の積立利率が最低保証積立利率(0.5%)を上回る場合、保険金額は増加します。

- 初期死亡円保証特約を付加した場合、第1保険期間(3年間)の死亡保険金は、上記死亡保険金を三井住友海上プライマリー生命が不備のない請求書類を受付けた日の円支払特約レートで円換算した額と、一時払保険料を契約日の円入金特約レートで円換算した額*1のいずれか大きい額となります。

*1 円入金特約を付加し円で入金した場合は、払込みいただいた額となります。外貨入金特約を付加し契約通貨と異なる外貨で入金した場合は、払込通貨で入金した保険料を円入金特約レートで円換算した額となります。

- 円建終身保障へ移行した場合の死亡保険金は、被保険者が死亡された日の保障基準価格となります。

災害死亡保険金

- 円建終身保障への移行後、所定の不慮の事故等*2により死亡された場合には、災害死亡保険金として被保険者が死亡された日の保障基準価格の10%を死亡保険金に加えてお支払いします。

*2 「不慮の事故等」については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

年金移行特約(定額保険用)

- 契約日から1年経過以後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、年金に移行することができます。なお、円建終身保障への移行前にこの特約を付加した場合、年金を円でお受取りいただきます。
- 年金種類は確定年金または年金総額保証付終身年金となり、第1回の年金支払日(年金支払開始日)はこの特約を付加した日となります。

指定代理請求特約

- 被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情がある場合、契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができる特約です。年金移行特約(定額保険用)または介護年金移行特約を付加した場合にこの特約を付加することができます。(詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。)

ご契約および各種お取扱いについて

この保険は
クーリング・オフ制度の
対象です。



契約通貨		米ドル	豪ドル	ニュージーランドドル
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		40歳～90歳		
一時払保険料	最低	1万米ドル (1米ドル単位)	1万豪ドル (1豪ドル単位)	1万NZドル (1NZドル単位)
	最高	※円入金特約を付加した場合は最低100万円(1万円単位)、外貨入金特約を付加した場合は払込通貨により判定します。 契約日における円入金特約で適用する為替レートで換算した基本保険金額が10億円となる保険料		
積立利率適用期間		30年	20年	15年
		※契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、契約通貨にかかわらず10年となります。		
保険期間 (終身)	第1保険期間	契約日から3年		
	第2保険期間	第1保険期間満了後、最初の積立利率適用期間満了まで		
	第3保険期間	第2保険期間満了後、終身		
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日		
契約者		被保険者の3親等以内の血族または配偶者		
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族		
保険料の払込方法		一時払のみ		
クーリング・オフの取扱い		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P22～P23をご覧ください。		
円建定額 終身移行 特約	移行方法	契約日からその日を含めて1年経過以後、次のいずれかの方法で移行することができます。 ①解約払戻金の円換算額が設定された目標額以上となった場合(自動移行) ②契約者の申し出による場合(任意移行)		
	目標値の設定	105%～200%の間で1%単位で自由に設定できます。目標値を設定しないこともできます。		
	目標達成の判定	契約日からその日を含めて1年経過以後、毎営業日目標達成の判定を行います。		
増額・一部解約		お取扱いいたしません。		

※同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算し、この合算額の上限は10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

付加できる 主な特約	初期死亡円保証特約	第1保険期間中に被保険者が死亡した場合、死亡保険金として、一時払保険料の円換算額を最低保証します。
	円入金特約	一時払保険料を円で入金することができます。
	外貨入金特約	一時払保険料を契約通貨と異なる外貨で入金することができます。 ※米ドル→豪ドル、豪ドル→米ドル、米ドル→NZドル、豪ドル→NZドル
	円支払特約	死亡保険金、解約払戻金などを円で受取ることができます。
	介護年金移行特約	被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されている場合、契約日から1年経過以後であれば、将来の死亡保障にかえて介護年金に移行することができます。
	年金移行特約 (定額保険用)	契約日から1年経過以後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて年金に移行することができます。なお、円建終身保障への移行前にこの特約を付加した場合、年金を円でお受取りいただきます。
	遺族年金支払特約	死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受取りにかえて年金形式で受取ることができます。
	指定代理請求特約	あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

諸費用について

この保険に係る費用についての詳細は、P19～P20をご覧ください。

解約について

この保険を解約した場合には、解約控除がかかります。(一部解約を行うことはできません。)
解約についての詳細は、P16～P17をご覧ください。

税金について

この保険に関する税金のお取扱いについての詳細は、P26～P27をご覧ください。

積立利率と為替レートのお問い合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率	基本保険金額等を計算するために、契約日、更改日、契約通貨、積立利率適用期間に応じて定める利率です。
指標金利	積立利率の設定に際して参考にするほか、解約等の際の市場調整額の計算に用いられる金利です。
為替レート	円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合と、外貨入金特約を付加して保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル⇒豪ドル)(米ドル⇒NZドル)(豪ドル⇒NZドル)で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*です。

* 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降、NZドル(NZD):午前11時00分以降よりご案内しております。外貨入金特約は米ドル(USD)・豪ドル(AUD)・NZドル(NZD)とも午前11時00分以降となります。

三井住友海上プライマリー生命

フリーダイヤル
0120-125-104

ホームページ
<https://www.ms-primary.com>

※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。詳しくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。

契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1. この保険のしくみについて

この保険は、契約通貨（米ドル・豪ドル・ニュージーランドドル）をご選択いただき、契約通貨建てで運用するしくみの一時払の生命保険商品です。

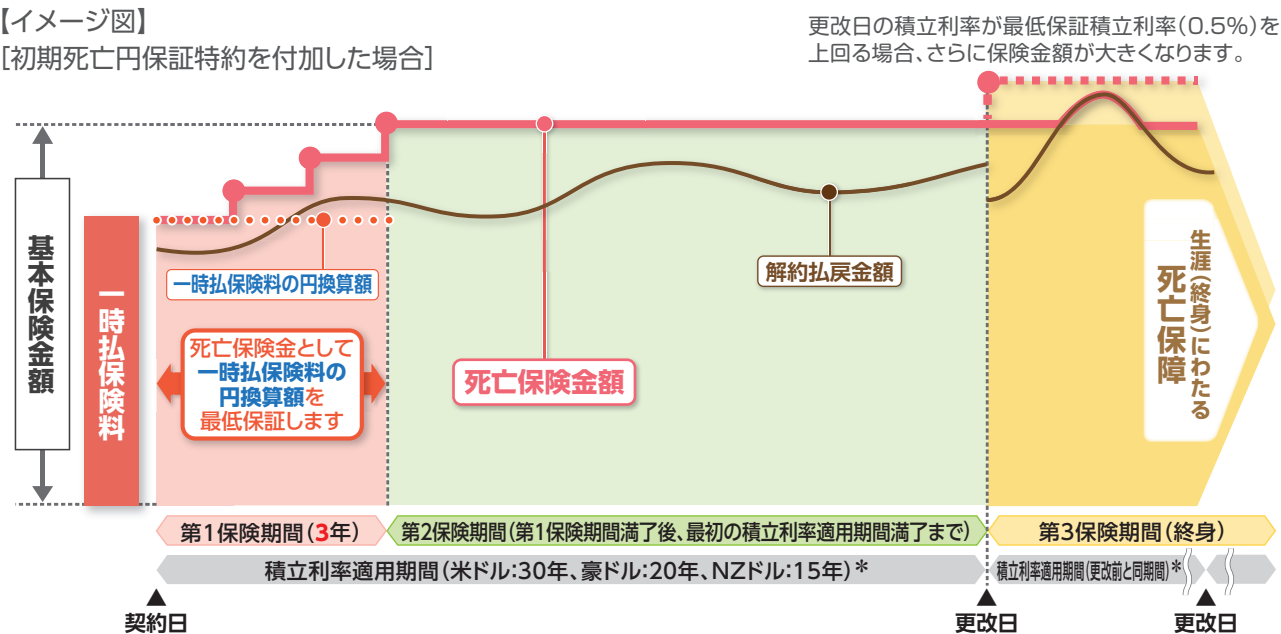
契約通貨建ての一時払保険料は、契約日および各更改日に適用される積立利率で、積立利率適用期間ごとに運用します。第1保険期間中および第1保険期間満了時に保険金額が増加し、更改日の積立利率が最低保証積立利率を上回った場合は、さらに保険金額が増加します。

『おおきな、まごころ』の正式名称は、通貨選択利率更改型遡増終身保険です。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

※詳しくは、「注意喚起情報」P.21の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【イメージ図】
[初期死亡円保証特約を付加した場合]



* 契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、契約通貨にかかわらず10年となります。
※上図はイメージ図であり、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

2. 円建終身保障への移行について

- 目標値を設定することで、契約日からその日を含めて1年経過以後に解約払戻金の円換算額が目標額以上になった場合（目標達成した場合）、自動的に円建終身保障へ移行します。また、契約日から1年経過以後、円建終身保障への任意移行も可能です。
- 目標値は、円換算一時払保険料の105%から200%の間で1%単位で設定することができます。（目標値を設定しないこともできます。）



ご注意

- ・ 円建終身保障への移行後に、再度、外貨建終身保険に移行することはできません。
- ・ 契約日から10年未満に円建終身保障へ移行する場合には、解約控除がかかります。
- ・ 契約者のお申し出により円建終身保障へ移行する場合には、為替相場の変動により、移行日以後の保障基準価格の原資となる解約払戻金の円換算額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで円に換算した額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。
- ・ 円建終身保障へ移行する場合、移行日以後の死亡保険金額が移行日前の死亡保険金の円換算額を下回る可能性があります。

3. 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。また、市場金利の影響等で積立利率が設定されずご契約いただけない場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約日に適用される積立利率は、契約通貨および積立利率適用期間に応じて異なり、積立利率適用期間中に変更されることはありません。また、契約日以後は、更改日ごとにその時点の契約通貨ならびに積立利率適用期間に応じて設定されている積立利率に改めます。この改めた積立利率は、契約者宛に郵送で通知します。
- 積立利率適用期間は、契約通貨に応じて米ドル30年、豪ドル20年、NZドル15年となります。ただし、契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上のときは契約通貨にかかわらず10年となります。
- 保険期間中に適用される積立利率は、契約通貨および積立利率適用期間に応じて三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差し引いた利率です。
※詳細については、「注意喚起情報」P.19の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご確認ください。
- 将来の保険金および解約払戻金を支払うための基準となる積立金額は、積立利率や一時払保険料、経過年月数等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算し、死亡保険金を支払うための費用（初期死亡円保証特約を付加した場合には、死亡保険金を円で最低保証するための費用を加算）を控除します。そのため、積立金額は、積立利率で複利運用されるものではありません。
- 積立利率は、積立利率適用期間満了時における解約払戻金額の、一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

4. 保障の内容について

死亡保険金	保険期間中に被保険者が死亡された場合、被保険者が死亡された日の下記保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい額を、死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。保険金額は以下の保険期間により異なります。 ＜保険金額＞	
	第1保険期間	契約日から1年間：一時払保険料
		契約日から1年後の契約応当日より1年間： 一時払保険料＋（基本保険金額－一時払保険料）×0.33
		契約日から2年後の契約応当日より1年間： 一時払保険料＋（基本保険金額－一時払保険料）×0.67
	第2保険期間	基本保険金額
	第3保険期間	積立利率の更改の都度、再計算した額 ※更改日の積立利率が最低保証積立利率（0.5％）を上回る場合、保険金額は増加します。
・ 初期死亡円保証特約を付加した場合、第1保険期間（3年間）の死亡保険金は、上記死亡保険金を三井住友海上プライマリー生命が不備のない請求書類を受付けた日の円支払特約レートで円換算した額と、一時払保険料を契約日の円入金特約レートで円換算した額＜＊1＞のいずれか大きい額となります。 ・ 円建終身保障へ移行した場合の死亡保険金は、被保険者が死亡された日の保障基準価格となります。		
災害死亡保険金	円建終身保障への移行日以後、被保険者が次のいずれかの理由で死亡された場合、災害死亡保険金として、その時点の保障基準価格の10％を死亡保険金に加えて、死亡保険金受取人にお支払いします。	
	①被保険者が移行日以後に発生した所定の不慮の事故＜＊2＞を直接の原因として、その日から180日以内に死亡されたとき ②被保険者が移行日以後に発病した所定の特定感染症＜＊2＞を直接の原因として死亡されたとき	
＜＊1＞ 円入金特約を付加し円で入金した場合は、払込みいただいた額となります。外貨入金特約を付加し契約通貨と異なる外貨で入金した場合は、払込通貨で入金した保険料を円入金特約レートで円換算した額となります。		
＜＊2＞ 「不慮の事故」および「特定感染症」については、「 ご契約のしおり・約款 」をご確認ください。		



免責事由に該当するときには、死亡保険金等のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

5. 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

6. 主契約に付加できる主な特約について

● 円入金特約

保険料を円でお払込みいただきます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて外貨（米ドル／豪ドル／ニュージーランドドル）に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 外貨入金特約

保険料を契約通貨と異なる外貨（米ドル／豪ドル）でお払込みいただきます。契約通貨と異なる外貨で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて契約通貨に換算（米ドル→豪ドル／豪ドル→米ドル／米ドル→ニュージーランドドル／豪ドル→ニュージーランドドル）し、一時払保険料として受領します。

● 円支払特約

外貨建ての死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日＜＊＞における所定の為替レートとなります。

● 初期死亡円保証特約

保証期間（契約日から3年間）に被保険者が死亡した場合の死亡保険金額を、円換算死亡保険金額または円換算一時払保険料のいずれか大きい額とします。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● 年金移行特約（定額保険用）

契約日から1年経過以後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。

● 介護年金移行特約

被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されている場合、契約日から1年経過以後であれば、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした介護年金に移行します。年金の種類は終身介護年金となります。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

＜＊＞その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※特約について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

7. ご契約のお取扱いについて

契約通貨		米ドル	豪ドル	ニュージーランドドル
一時払保険料	最低	1万米ドル (1米ドル単位)	1万豪ドル (1豪ドル単位)	1万NZドル (1NZドル単位)
	最高	※円入金特約を付加した場合は最低100万円(1万円単位)、外貨入金特約を付加した場合は払込通貨により判定します。 基本保険金額が契約日における円入金特約で適用する為替レートで換算して 10億円 となる保険料		
積立利率適用期間		30年	20年	15年
		※契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、契約通貨にかかわらず10年となります。		
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		40歳～90歳		
保険期間 (終身)	第1保険期間	契約日から3年		
	第2保険期間	第1保険期間満了後、最初の積立利率適用期間満了まで		
	第3保険期間	第2保険期間満了後、終身		
保険料の払込方法		一時払のみ ※一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。		
増額		お取扱いいたしません		
一部解約		お取扱いいたしません		

※同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算し、この合算額の上限は、10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

8. 解約払戻金について

- 保険期間中であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた金額となります。なお、円建終身保障への移行後は、解約控除の適用ならびに市場金利の変動状況を反映せず、解約日における保障基準価格が解約払戻金となります。
- 解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

$$\text{解約払戻金額} = \text{①市場調整価格} - \text{②解約控除額}$$

$$\text{①市場調整価格} = \text{解約日の積立金額<*1>} - \text{市場調整額}$$

市場調整額は次のとおりとします。ただし、解約日における被保険者年齢が105歳を超える場合および解約日が更改日の場合は、市場調整額は0(ゼロ)とします。

$$\text{市場調整額} = \text{解約日の積立金額<*1>} \times \left\{ 1 - \left(\frac{1 + j<*2>}{1 + j<*3> + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{残存月数<*4>}}{12}} \right\}$$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

<*1> 積立金額は、積立利率や一時払保険料、経過年月数等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した金額です。

<*2> i :適用している積立利率の計算に用いた指標金利

<*3> j :解約日においてこの保険契約に適用している積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利

<*4> 残存月数は、解約日から更改日<*5> までの月数です。ただし、その月数が121か月以上の場合は、残存月数×0.5+60か月です。

<*5> その日における被保険者の年齢が105歳を超える場合、被保険者の年齢が105歳に到達する契約日の年単位の応当日とします。

$$\text{②解約控除額} = \text{一時払保険料} \times \text{所定の解約控除率<*6>}$$

<*6> 解約控除率については、P.20をご参照ください。



解約払戻金額は、上記の調整および控除により、一時払保険料を下回る可能性があります。

【解約払戻金の例】

<契約例(積立利率適用期間:30年、初期死亡円保証特約を付加していない場合)>
被保険者契約年齢:65歳 性別:男性
一時払保険料:50,000 米ドル 積立利率:2.5%
適用している積立利率の計算に用いた指標金利: $i = 3.5\%$

(単位:米ドル)

経過年数	解約日の指標金利ごとの解約払戻金額				
	5.5% (+2.0%)	4.5% (+1.0%)	3.5% (±0.0%)	2.5% (-1.0%)	1.5% (-2.0%)
1年	30,690	37,483	45,744	55,809	68,096
3年	33,559	40,407	48,657	58,612	70,647
5年	36,307	43,142	51,298	61,045	72,713
7年	39,146	45,940	53,968	63,471	74,737
9年	42,067	48,785	56,650	65,870	76,695
10年	43,553	50,221	57,989	67,051	77,641
15年	49,633	55,889	63,005	71,109	80,351
20年	55,772	61,329	67,500	74,361	81,997
25年	65,578	68,766	72,143	75,721	79,514
30年<*>	78,314	78,314	78,314	78,314	78,314

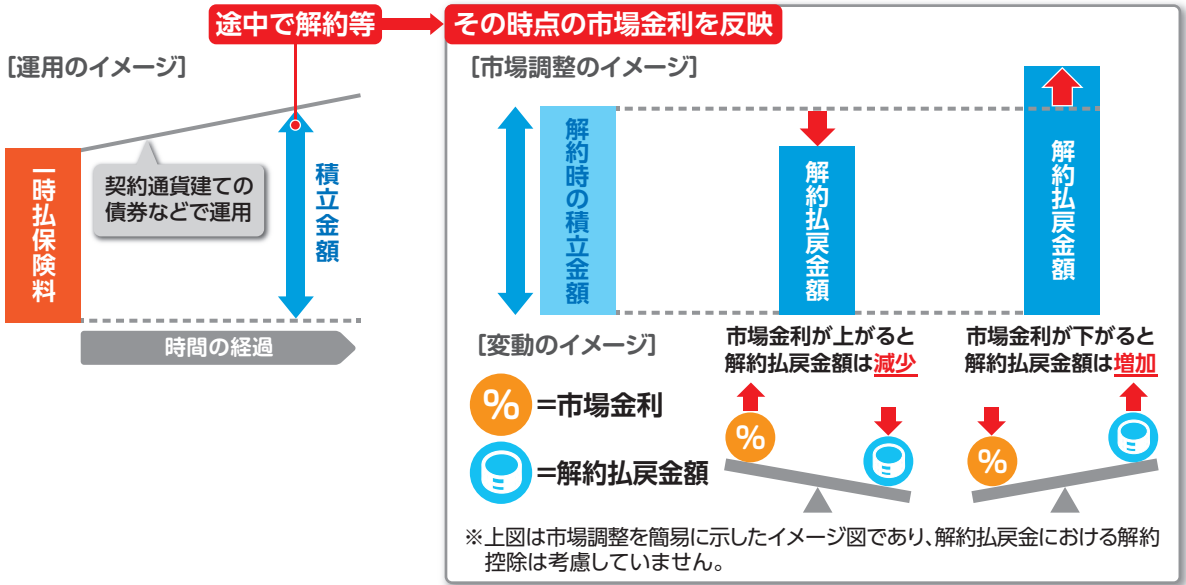
<*>経過年数30年は、更改日となるため市場調整額は0(ゼロ)となり、市場調整価格は積立金額と同額となります。

※上表は、契約応当日を基準に計算して表示しています。

※()内は、契約日に適用された積立利率と解約日の指標金利の差を表示しています。

【市場調整について】

- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。



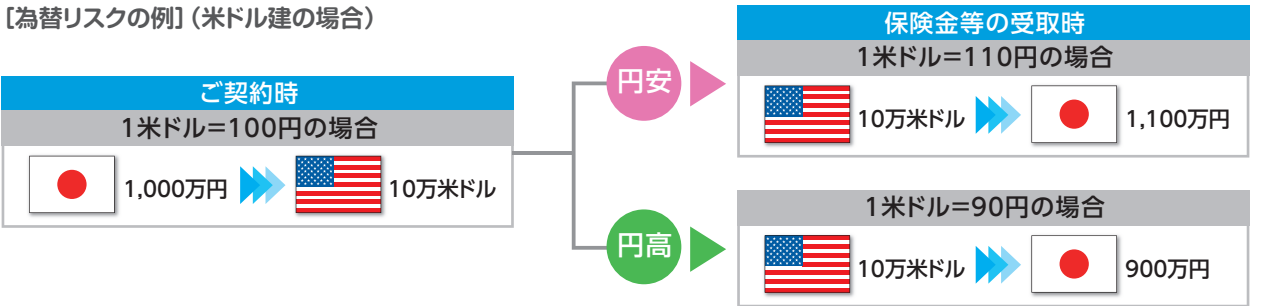
9. 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.19の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

10. 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金、年金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

【為替リスクの例】(米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.21の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

11. 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかることがございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1. 諸費用に関する事項の概要について

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 保険期間中にご負担いただく費用

- 保険期間中に適用される積立利率は、契約通貨および積立利率適用期間に応じて、指標金利の－1.0％～＋1.5％の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。なお、この積立利率は、契約日、更改日、契約通貨、積立利率適用期間によって異なります。

※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

- 積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

● 初期死亡円保証特約を付加した場合にご負担いただく費用

保証期間中、死亡保険金を円で最低保証するための費用を積立金から控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受取る場合、または円建終身保障へ移行する場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM＋50銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	$\frac{\text{(契約通貨のTTM＋25銭)}}{\text{(払込通貨のTTM－25銭)}}$
保険金等を円で受取る場合 または円建終身保障へ移行する場合の 円支払特約レート	TTM－50銭

● 遺族年金支払特約、介護年金移行特約および年金移行特約(定額保険用)による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1％	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● 解約またはその解約払戻金を原資に年金等へ移行する時にご負担いただく費用

契約日から解約日(年金等へ移行する日)までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

■解約控除率

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	6％	5.4％	4.8％	4.2％	3.6％	3％	2.4％	1.8％	1.2％	0.6％	0％

※円建終身保障への移行後に解約した場合、解約控除の適用はありません。

2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金、介護年金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

● 市場リスクについて

この保険を解約、円建終身保障または介護年金へ移行する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金や介護年金の年金原資(以下、解約払戻金等)に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金等が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、円建終身保障への移行後に介護年金に移行した場合には、市場調整は行われません。

3. 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者、保険金・年金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4. この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により契約のお申込みの撤回または契約の解除(以下、お申込みの撤回等)をすることができます。

【書面に記載いただく事項】

- ①書面送付先
- ②お申込みの撤回をする旨の意思表示
- ③お申込みの撤回を希望する理由《任意》
- ④募集代理店
- ⑤一時払保険料の金額
- ⑥保険料送金済みの場合、返金口座
(申込者または契約者の本人口座)
- ⑦住所
- ⑧電話番号(日中連絡先)
- ⑨生年月日
- ⑩契約者(申込者)フリガナ
- ⑪契約者(申込者)氏名(自署)

【記入例】

- ①三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
- ②申込の撤回を行います。
- ③〇〇〇〇〇〇〇〇のため。
- ④〇〇〇〇銀行
- ⑤10,000,000円
- ⑥〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△
口座名義人 ホケン タロウ
- ⑦東京都千代田区〇〇町〇〇
- ⑧03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
- ⑨昭和〇〇年〇〇月〇〇日
- ⑩ホケン タロウ
- ⑪保険 太郎

お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、郵便により下記三井住友海上プライマリー生命宛に送付してください。この場合、書面には上記の内容をご記入ください。電話やFAXでのお申し出はできません。

【書面送付先】

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお申込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。

円入金特約または外貨入金特約を付加＜＊＞して、契約通貨と異なる通貨で保険料を払込んだ場合、返還する通貨はお申込みいただいた通貨となります。(例えば、円入金特約を付加して円でお申込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。)

＜＊＞ 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

＜＊＞ 募集代理店によっては、これらの特約をお取扱いしないことがあります。

次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人(会社)の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申込みの撤回等の書面の投函と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター(お問合わせのみです。電話、FAXでのお申し出はできません。)
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

円のご資金を金融機関等で、お申込みの契約通貨(外貨)に交換して一時払保険料をお払込みいただいた場合、次の点についてご注意ください。

- ・その金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。また、三井住友海上プライマリー生命指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- ・契約通貨(外貨)で同額を返還するため、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・契約通貨(外貨)で返還された保険料を円に交換する場合、交換する金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。この場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円のご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

5. 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定(承諾)した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6. 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払いができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- ・ご契約者、被保険者、保険金・年金等受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7. 解約と解約払戻金について

解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた金額となります。そのため一時払保険料を下回る可能性があります。なお、円建終身保障への移行後は、解約控除の適用ならびに市場金利の変動状況を反映せず、解約日における保障基準価格が解約払戻金となります。

詳細については、「契約概要」P.16の「8.解約払戻金について」をご参照ください。

8. 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※詳細につきましては、生命保険契約者保護機構(TEL:03 - 3286 - 2820)までお問い合わせください。

9. 為替リスクについて

為替リスクについては、P.21の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

10. 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

11. その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「ご契約のしおり・約款」に記載しております。

■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしておりません。

- ・ 被保険者が入院中または特別養護老人ホームに入所中の場合
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
(1) 継続入院中の一時帰宅
(2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

12. 保険会社の商号と住所等について

商 号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

13. 税金のお取扱いについて

この保険は次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取扱いいたします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の 仲値(TTM)
年金	年金支払日	
解約払戻金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場(TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の 仲値(TTM)

※円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

● 一時払保険料の税務

お申込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対して、所得税(一時所得) + 住民税が課税されます。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税<*1>
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

<*1>「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と 年金受取人が 同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税(雑所得) + 住民税
	年金支払開始後の 一括での受取時	確定年金 ／終身介護年金	所得税(一時所得) + 住民税
		年金総額保証付終身年金	所得税(雑所得) + 住民税
契約者と 年金受取人が 異なる場合	年金支払開始時		贈与税<*2>
	毎年の年金支払時		所得税(雑所得) + 住民税

<*2>相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。



- ・税金のお取扱いについての詳細は、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。
- ・所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- ・税制上のお取扱いは2019年11月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

14. 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけではなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「**ご契約のしおり・約款**」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

年金移行特約(定額保険用)または介護年金移行特約が付加され、被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。(詳細につきましては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。)

15. 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

お問い合わせ・
ご相談受付先

フリーダイヤル

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

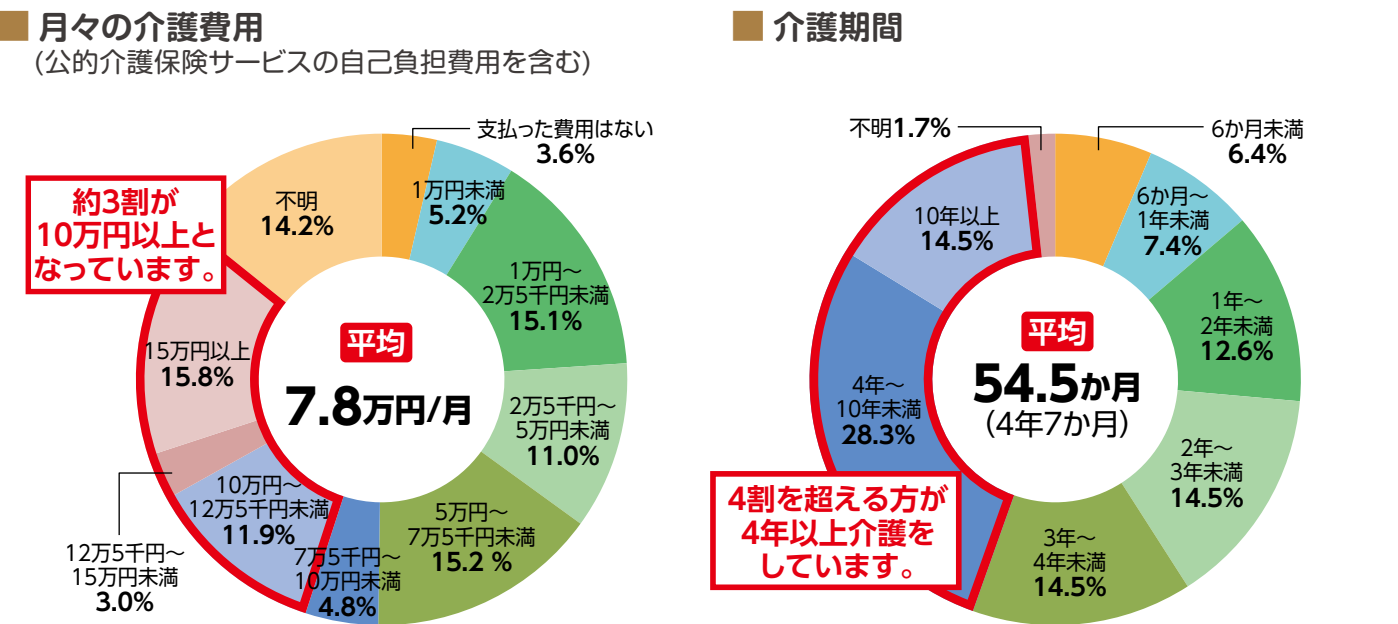
16. (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

介護にはどれくらいの費用や年数がかかるのでしょうか？



出典：(公財)生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査(平成30年度)」
※端数処理の都合により、合計値が100%にならない場合があります。

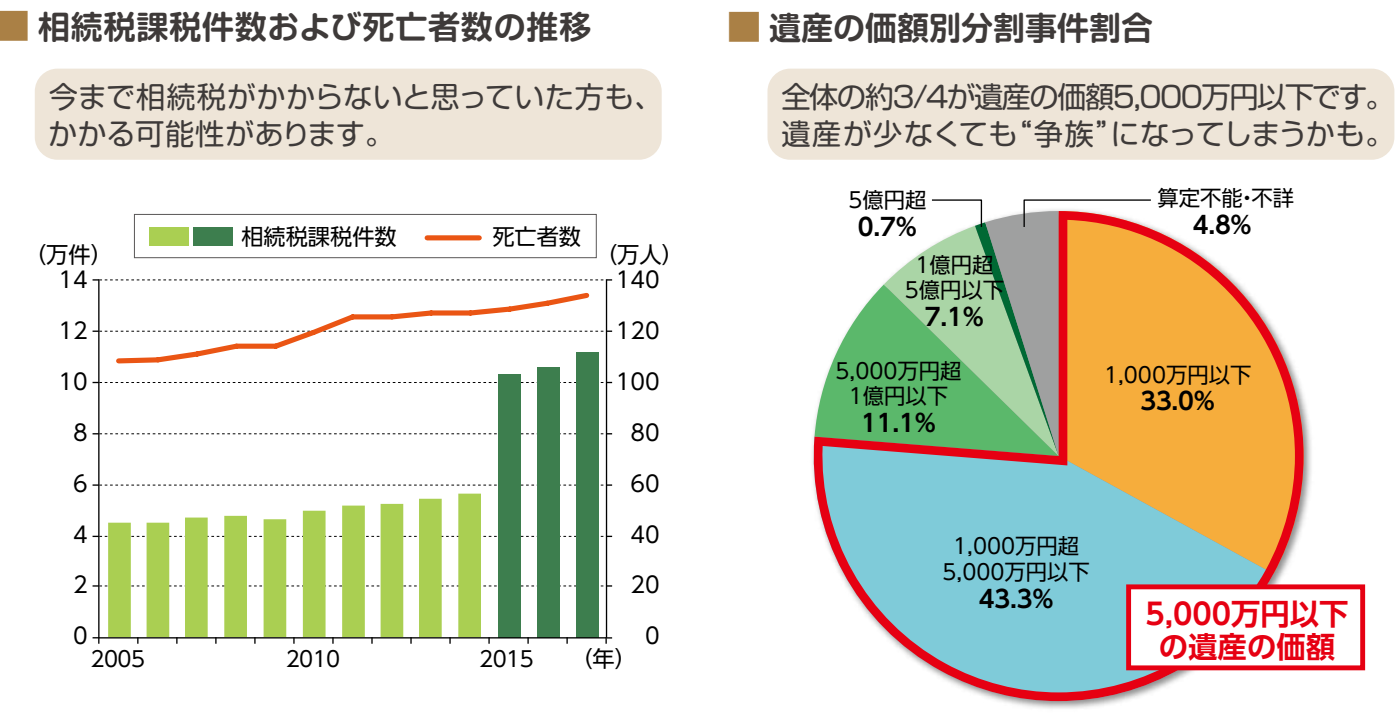
介護にかかる費用や期間は、それぞれの状況に左右されるため、平均を見ても予想をたてづらいですね。また、月々の費用の他、自宅の改修などの一時的な費用も必要です。

公的介護保険の要介護度別の身体状態のめやす

要介護度	身体の状態(例)
要支援1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態 食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支えを必要とすることがある。入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
要支援2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 食事や排泄はほとんどひとりでできるが、ときどき介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さが見られることが多い。問題行動や理解の低下が見られることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や、改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
要介護1	
要介護2	軽度の介護を必要とする状態 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱はなんとかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
要介護3	中等度の介護を必要とする状態 食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
要介護4	重度の介護を必要とする状態 食事にとどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりでほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
要介護5	最重度の介護を必要とする状態 食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

出典：(公財)生命保険文化センターホームページ「リスクに備えるための生活設計」

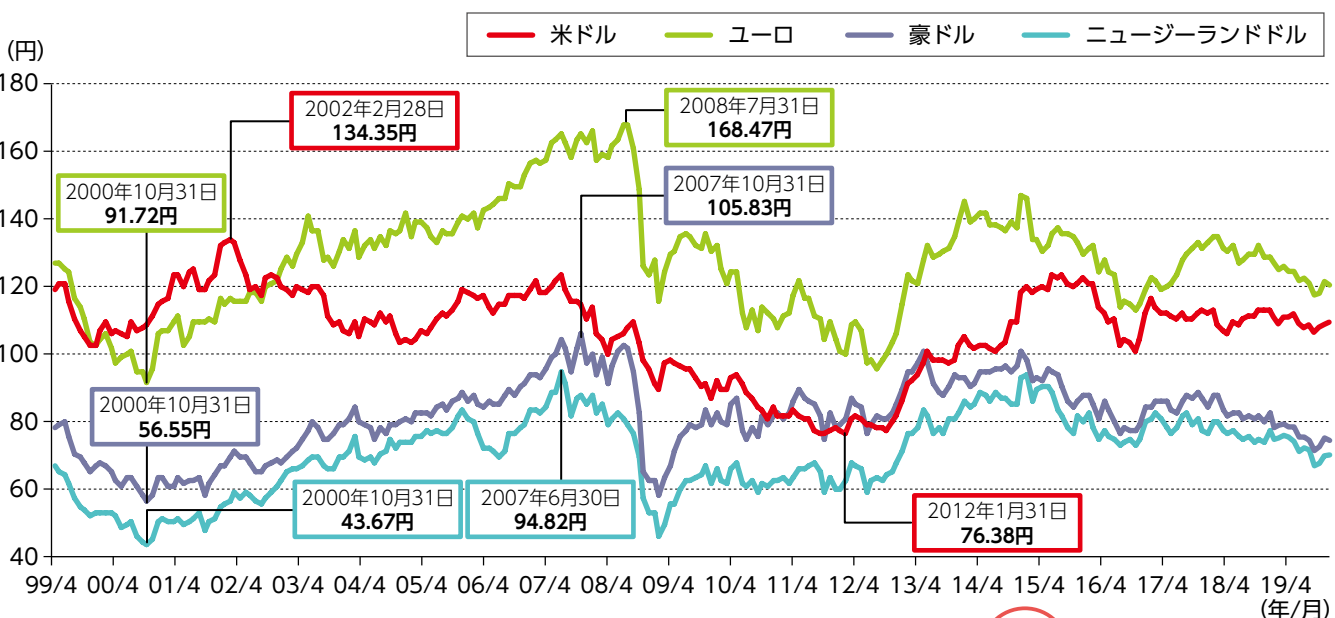
2015年施行の相続税法の改正以降、相続税の課税件数が倍増しました。



出典：国税庁「平成29年分の相続税の申告状況について」
財務省「相続税の課税状況の推移」

出典：最高裁判所「司法統計年報(家事事件編)平成30年」
※端数処理の都合により、合計値が100%にならない場合があります。

対円為替の推移(1999年4月～2019年11月)



【データ出典】リフィニティブのデータをもとに三井住友海上プライマリー生命が作成
【データ期間】1999年4月末～2019年11月末の毎月末における数値を記載

※上記グラフは対円為替の推移を示したものであり、いかなる場合も将来の利益を約束するものではなく、見通しを記したものではありません。また各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。募集代理店および三井住友海上プライマリー生命は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害につきましては一切責任を負いません。

最新情報
金利と為替の推移

最後に、ご確認ください



この商品は預金ではありません。

この商品は、生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

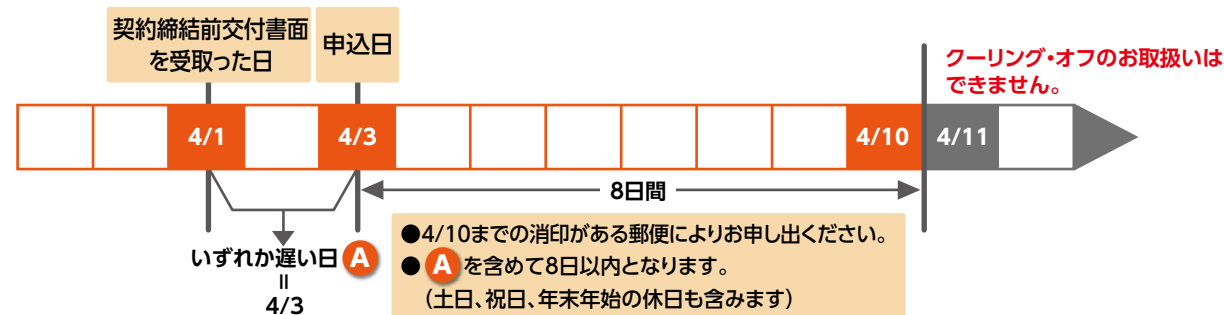


クーリング・オフ制度の対象です。 (お申込みの撤回・契約の解除)

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内**であれば、書面により契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。

クーリング・オフ制度についての詳細は、「注意喚起情報」P22～P23にてご確認ください。

【イメージ図】(例)



お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険は、「保険期間中にご負担いただく費用」「初期死亡円保証特約を付加した場合にご負担いただく費用」「外貨で契約を締結することで生じる費用」「遺族年金支払特約、介護年金移行特約および年金移行特約(定額保険用)による年金支払期間中にご負担いただく費用」「解約またはその解約払戻金を原資に年金等へ移行する時にご負担いただく費用」等がかかります。

費用についての詳細は、「注意喚起情報」P19～P20にてご確認ください。



外貨で受取る場合には、外貨口座が必要です。

外貨で保険金等を受取る場合には、契約通貨の外貨を受領できる口座が必要です。外貨でのお支払手続きは、円に比べてご指定口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。



米ドル



豪ドル



NZドル

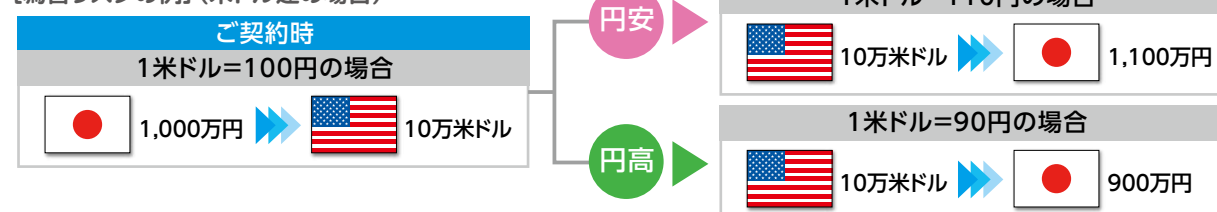


為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

死亡保険金、解約払戻金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、**為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。**

為替リスクについての詳細は、「注意喚起情報」P21にてご確認ください。

【為替リスクの例】(米ドル建の場合)



為替リスクとは...



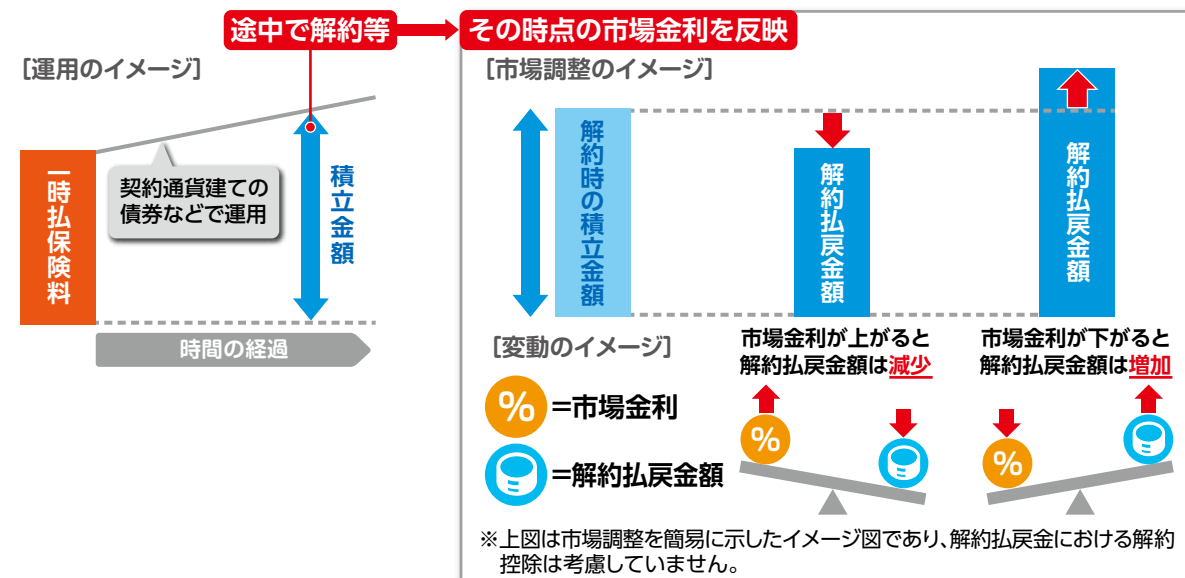
2分でわかる!

解説動画を配信中



解約払戻金は、市場金利の影響を受けて増減します。

この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。



解約払戻金についての詳細は、「契約概要」P16～P17にてご確認ください。

金利変動リスクとは...



2分でわかる!

解説動画を配信中



MEMO

Handwriting practice area with 20 horizontal dashed lines.

MEMO

Handwriting practice area with 20 horizontal dashed lines.